



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月3日（火） 第10376号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（発電課） 2

### 公 告

- 令和8年度前期技能検定の実施（労働政策課） 3
- 令和8年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施（同） 5
- 令和8年二級建築士試験の実施（建築課） 6
- 令和8年木造建築士試験の実施（同） 8
- 道路位置の指定（同） 9

### 企業管理規程

- 群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程（総務課） 10

■ 規 則

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年三月三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第七十九号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

**■ 公 告**

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和8年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施職種

次に掲げる等級の区分に応じ、次に定める職種とする。なお、実施する作業については、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が発行する案内書に記載のとおりとする。

- (1) 1級及び2級 造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（2級に限る）、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及びフラワー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和8年6月10日（水）から同年9月9日（水）まで（金属熱処理を除く3級は同年8月9日（日）まで）の間において、職能協会が指定する日に行う。ただし、暑熱対応のため実施期日を延期する場合（造園職種、とび職種、左官職種に限る。）は、同月10日（木）から同年11月11日（水）までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和8年6月3日（水）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和8年7月12日（日）
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	令和8年8月23日（日）
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和8年8月30日（日）
○1級及び2級 鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	令和8年9月6日（日）

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

#### 4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

#### 5 受検申請の手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証等）

ウ 郵便振替払込受付証明書（裏面貼付提出用）

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 令和8年4月6日（月）から同月17日（金）まで。原則郵送での受付とし、受付期間内の消印のあるものに限り有効とする。

##### (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で作成する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページの受検案内・受検申請書等送付依頼フォームから申し込むこと。

また、申請書及び案内書のダウンロードを希望する場合は、職能協会ホームページを参照すること。

イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

#### 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表 3級職種（金属熱処理を除く。）の技能検定の合格者の受検番号は令和8年8月28日（金）に、1級、2級及び3級職種（金属熱処理に限る。）の技能検定の合格者の受検番号は同年10月2日（金）に、暑熱対応のため実技試験の実施期日を延期した場合（造園職種、とび職種、左官職種に限る。）における技能検定の合格者の受検番号は知事が指定する同年11月26日（木）までの日にそれぞれ群馬県ホームページに掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級及び3級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

#### 7 受検手数料の減免措置

(1) 若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおりとする。

3級を受検する23歳未満の者

(2) 当該減免措置の対象者のうち、雇用保険被保険者については、その証明として受検申請時に上記5(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。

ア 雇用保険被保険者証の写し

イ 直近の給与明細の写し

ウ 就労証明書

8 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和8年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施職種

次に掲げる等級の区分に応じ、次に定める職種とする。なお、実施する作業については、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が発行する案内書に記載のとおりとする。

(1) 随時2級 鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、家具製作、印刷、プラスチック成形、建築大工、とび、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、塗装及び工業包装

(2) 随時3級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装

(3) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間において、職能協会が指定す

る日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

#### (2) 学科試験

ア 実施期日 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

#### 4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない(ただし、試験を実施しない場合を除く。)

#### 5 受検申請の手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 在留カード等

エ 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。

#### 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

#### 7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課(電話027-226-3414)又は職能協会に問い合わせること。

---

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和8年二級建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和8年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 試験の期日及び時間

### (1) 学科の試験 令和8年7月5日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時15分～13時15分(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時20分～17時20分(3時間)

### (2) 設計製図の試験 令和8年9月13日(日) 11時～16時(5時間)

## 2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

## 3 試験の受験申込手続

(1) 受験申込受付の期間及び時間 令和8年4月1日(水)午前10時から同月14日(火)午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8年4月7日(火)までにセンター本部に申し出ること。

## 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和4年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和7年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年までのいずれかの年の二級建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

## 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、学科の試験の受験票については令和8年6月19日(金)頃から、設計製図の試験の受験票については同年8月24日(月)頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、学科の試験の受験票については令和8年6月19日(金)頃から、設計製図の試験の受験票については同年8月24日(月)頃から、受験有資格者に発送する。

## 6 合格者の発表及び合否の通知 令和8年12月3日(木)(予定)。なお、学科の試験については、同年8月24日(月)(予定)。

合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

## 7 合否判定基準等の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。

## 8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和8年6月24日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和8年木造建築士試験を次のとおり実施する。  
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

令和8年3月3日

群馬県知事 山本 一太

## 1 試験の期日及び時間

### (1) 学科の試験 令和8年7月26日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時15分～13時15分(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時20分～17時20分(3時間)

### (2) 設計製図の試験 令和8年10月11日(日) 11時～16時(5時間)

## 2 試験の場所

(1) 学科の試験 グリーンドーム前橋 前橋市岩神町1-2-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

## 3 試験の受験申込手続

(1) 受験申込受付の期間及び時間 令和8年4月1日(水)午前10時から同年14日(火)午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8年4月7日(火)までにセンター本部に申し出ること。

## 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和4年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和7年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年までのいずれかの年の木造建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

## 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したものは、原則として、学科の試験の受験票については令和8年6月19日(金)頃から、設計製図の試験の受験票については同年9月24日(木)頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、学科の試験の受験票については令和8年6月19日(金)頃から、設計製図の試験の受験票については同年9月24日(木)頃から、受験有資格者に発送する。

## 6 合格者の発表及び合否の通知 令和8年12月3日(木)(予定)。なお、学科の試験については、同年8月24日(月)(予定)。

合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

## 7 合否判定基準等の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。

## 8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和8年7月8日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和8年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	甘楽郡甘楽町大字天引字下平95-9、102-4、103-4	延長 62.44 幅員 5.01～ 5.02	群馬県指令高土第253-4号 令和8年2月13日

■ 企業管理規程

群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

群馬県企業局被服貸与規程（昭和四十一年群馬県企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

作業服（下）
二
三十六月

を

作業服（下）
空調服（夏）

に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---